

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員から欠席する旨の届出が出ています。

それでは、会議を進めてまいります。

1、建設に関する事項についてを議題といたします。初めに、(1)行政代執行による特定空家等の除却に要した費用の滞納処分の執行停止について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 行政代執行による特定空家の除却費用に関わる滞納処分の執行停止について、報告いたします。

本件は、旭川市永山地区の特定空家に関わるものであり、昨年8月25日の本委員会において、行政代執行による解体除却の完了について報告した物件でございます。行政代執行に要した費用、本件の場合198万円でございますが、これについて所有者に対し、令和3年10月1日を期限とする納付命令及び10月29日を期限とする督促状を送付いたしましたが、いずれも期限までに納付がなかったことから、財産の差押えや公売等の滞納処分の実施に向けて財産調査を行ったところ、生活保護を受給していることが判明し、滞納処分を執行することにより、生活を著しく窮迫させるおそれがあることから、国税徴収法の例により、本年7月22日にその執行を停止したところであります。

国税徴収法では、今回のように、生活保護等の事情により滞納処分の執行停止が3年間継続したときは債務が消滅することとされていることから、その際は、不納欠損の手続を取ることとなります。今後は、定期的に所有者が居住する自治体に対し、生活保護の受給状況について照会し、受給実態がない場合には滞納処分を再開することとなります。

特定空家等に関わる報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)大雨による土木部所管施設の被害状況について、(3)令和4年度上川神社祭開催に係る公園の利用状況について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○太田土木部長 令和4年8月8日から9日の大雨による土木施設の被害状況について、御報告を申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、資料の左上にありますように、今月8日から9日にかけて、前線を伴った低気圧が北海道付近を通過し、暖かく湿った空気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい雨が降りました。降雨の状況といたしましては、8日の18時から19時までの1時間に25ミリ、翌9日の1時から2時までの1時間に29.5ミリと強い雨が集中し、24時間降水量では83.5ミリの降雨がありました。8月9日1時35分には大雨警報及び洪水警報が発令され、同日10時11分まで継続したといった状況でございました。

土木部といたしましては、洪水警報の発令を受けまして、河川水位の上昇に伴う内水排除対応のため、市街地に位置します3つの樋門におきましてポンプ車を配置し、樋門の監視を行ったほか、

9日早朝より、道路管理維持業務の受託者とともに市内全域のパトロールを実施したところでございます。

この大雨に伴いまして、市街地での内水氾濫等による被害はございませんでしたが、土木部所管施設といたしましては、資料の右上の表にありますように、道路施設では冠水が2か所、洗掘が27か所、土砂の流出が5か所、路肩・法面崩れが1か所、その他側溝の閉塞などが6か所の計41か所の被害が生じ、洗掘などの被害を受けた砂利道など4路線を通行止めとしたところでございます。また、河川施設におきましては、河岸の洗掘や倒木など2か所の被害が生じてございます。いずれも特に大きな人身、物損等の被害は確認されておりませんので、冠水箇所につきましては早期に回復しており、また、洗掘、土砂流出等による被害を受けた施設につきましても大きな被害には至っておらず、その復旧も順調に進んでいることから、8月中には全て完了する予定となっております。なお、通行止めとなった4路線のうち、江丹別町の2路線は8月12日までに供用を再開しており、残り2路線につきましても利用状況等を踏まえながら復旧作業を進めているところでございます。

大雨被害については以上でございます。

続きまして、令和4年度上川神社祭開催に係る公園の利用状況について、御報告申し上げます。資料を御覧ください。

北海道上川神社祭につきましては、7月20日から22日の3日間、開催されまして、期間中約5万7千人の来場者が確認されたところでございます。上川神社祭の開催に際しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた北海道からのお願いを遵守し、主催者と協議しながら感染対策を実施するほか、今回は、園内放送などにより、公園内が密な空間になることを避けるよう、直接、来場者に呼びかけるなどの対応も実施したところでございます。

上川神社祭の開催の主な条件といたしましては、資料にありますように、露店数は、店舗ごとに間隔を空け、200小間程度の出店とし、主要園路の片側のみに設置すること、また、会場内は一方通行とすることにより、なるべく人だまりができないよう対策を行い、飲食については、店内及び園路内での飲食を禁止したところでございます。護国神社祭と比較いたしますと、露店出店数につきましては、護国神社祭が193小間であったのに対し、上川神社祭は205小間の出店ということで微増となっているほか、開催条件の違いといたしまして、露店の営業時間を19時30分から21時まで延長したことや、アルコール類の提供を認めたことなどがございますが、今回の上川神社祭は、開催期間が全て平日だったこと、また7月20日から市内の感染者数が3桁台に急増したといったことなどの影響からか、護国神社祭の来場者数、約15万人に対しまして、その3分の1程度の来場者数にとどまったといったこともあり、特に大きなトラブルや混雑もなく開催できたと考えております。

市内におけます新型コロナウイルスの感染状況につきましては、第7波の勢いが収束する気配が見られませんが、感染対策を取りながら、社会経済活動を止めない取組が必要であることから、来年度以降も引き続き開催できるよう、今年度の開催状況を踏まえた改善点等の検討を進めてまいりたいと考えております。

令和4年度上川神社祭開催における公園の利用状況についての報告は以上でございます。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、2、その他の(1)建設公営企業常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。お手元に配付してあります委員派遣承認要求書(案)のとおり、それぞれ記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○まじま委員長** そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○まじま委員長** そのように扱わせていただきます。

次に、令和3年3月22日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察については、正副委員長班それぞれの視察結果を共有することが確認されております。本委員会といたしましても、委員会散会後に報告会を実施することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○まじま委員長** そのように扱わせていただきます。

なお、開催時期など、報告会の詳細につきましては正副委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○まじま委員長** そのように扱わせていただきます。

詳細につきましては、決まり次第、お知らせしたいと思います。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時11分